

鵜沼第二地区社会福祉協議会 会則

(名称および事務所)

第1条 本会は、鵜沼第二地区社会福祉協議会（以下、「鵜二地区社協」という）と称し、事務所を三ツ池町第一公民館内に置く。

(目的)

第2条 本会は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）定款第2条による事業の内、地域に適応した福祉活動を行い、地域ぐるみで明るく住みよい街づくりを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各項の事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する調査、研究
- (2) 地域に適応した社会福祉事業の計画と実施
- (3) 社会福祉に関する広報、宣伝、啓発
- (4) 関係機関、団体との連絡、調整
- (5) 地域内で各種団体が行う福祉活動への援助
- (6) 地域内の生活課題を受け止め、解決に向けた取り組み
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条 本会の会員は、市社協の会員で、鵜沼第二自治会連合会の地域内に居住または事業所を有する者とする。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|--------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 評議員 | 100名以内 |
| (5) 監事 | 2名 |

(顧 問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、本鵜二地区社協に関係する小・中・高等学校の校長、保育所園長で構成し、会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、必要に応じて意見・要望等を具申することができる。

(役員を選任)

第7条 役員を選任については次のとおりとする。

- (1) 会長は、鶴沼第二自治会連合会長、または経験者、あるいは理事の内から選任する。
- (2) 副会長は、川崎区、三ツ池区、各務原区の区長または副区長をもってこれに充てる。
- (3) 理事は、自治会長、民生委員児童委員、その他社会福祉に熱意を持ち、経験のある者を充てる。
- (4) 評議員は、本地区内の次の団体または、団体の代表をもって充てる。
 - (イ) 自治会長
 - (ロ) 民生委員児童委員
 - (ハ) 体育振興会
 - (ニ) シニアクラブ
 - (ホ) 近隣ケアグループ
 - (ヘ) 障がい者団体
 - (ト) ボランティアハウス
 - (チ) 地域包括支援センター
 - (リ) PTA
 - (ヌ) その他社会福祉に熱意のある者
- (5) 監事は、三ツ池区と各務原区自治会の同年度の会計を充てる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とし、再任は妨げない。

- 2 欠員により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。
- 4 団体、組織の役職をもって役員になった者の任期は、その在任期間とする。

(役員職務)

第9条 役員は、それぞれの職務をとおり、鶴二地区社協の活動推進に努める。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、あらかじめ定めた順位による副会長がその職務を代行する。
- (3) 理事は、会務を執行する。
- (4) 評議員は、地域福祉を進めるうえで、必要な意見、提言を述べるとともに、評議員総会で会務を審議する。
- (5) 監事は、会計ならびに会務を監査する。
- (6) 評議員は、地域福祉向上のため、情報収集、啓発、支援活動参画のほか、市社協との連携をはかり、円滑な地区活動を図る。
- (7) 理事は、効率的な組織運営と事業活動の展開に努める。
- (8) 理事のなかから、総務、書記、会計、広報をおき、それぞれの長を決める。

(会議)

第10条 会議は理事会、評議員総会とする。

- 2 会議は会長が招集し、議長は会長、または会長が指名した者とする。
- 3 会議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会は、次の者で構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 会長が必要と認める者

2 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業の方針並びに運営に関する事項
- (2) 評議員総会に付議する事項
- (3) その他、会長が付議した事項

(評議員総会)

第12条 評議員総会（以下総会と呼ぶ）は、通常総会と、臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎年1回、会長が招集し、開催する。

3 臨時総会は、つぎの各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 役員5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 監事より開催請求があったとき。

4 総会には、次の者が出席し会議を開く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 評議員
- (5) 会長が必要と認める者

5 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 役員を選任
- (2) 地区社協の方針に関する事項
- (3) 事業計画並びに収支予算
- (4) 事業報告並びに収支決算
- (5) その他会長が必要と認めた事項

6 総会の定足数

(1) 総会は、役員2分の1以上の出席がなければ、開催することが出来ない。

7 総会の議決

(1) 議事は、出席した役員過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

8 総会の書面表決について

- (1) やむを得ない理由のため総会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することが出来る。
- (2) 上記、書面をもって表決された役員においては、出席したものとみなす。
- (3) 会長は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付、または電磁的記録を送信し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(経費)

第14条 本会の経費は、下記の収入をもって充てる。

- (1) 市社協からの地区社協交付金
- (2) メニュー事業による助成金
- (3) 地区運営費助成金
- (4) 寄付金及びその他の収入

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会則の変更)

第16条 この会則を変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、地区社協の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

- 附 則 この会則は、平成27年4月1日から施行する。(組織改正)
- 附 則 この会則は、平成30年5月13日から施行する。(一部改正)
- 附 則 この会則は、令和4年5月8日から施行する(一部改訂)
- 附 則 この会則は、令和5年5月7日から施行する(一部改訂)
- 附 則 この会則は、令和6年5月12日から施行する(一部改訂)